

令和元年6月19日現在

サービス管理責任者等に関するQ&A

共 通

Q：平成30年度までに相談支援従事者初任者研修（講義部分）及び改正前の告示に定めるサービス管理責任者等養成研修を修了している場合、サービス管理責任者等として配置できるのか。

A：実務経験を満たしている場合には、経過措置により、令和5年度までは、サービス管理責任者等として配置することができます。ただし、その場合であっても令和5年度までに更新研修を修了していただく必要があります。

Q：改正前の告示に定めるサービス管理責任者等養成研修において、「就労」分野を受講した場合、生活介護や共同生活援助等のサービス管理責任者、児童発達支援管理責任者として配置できるのか。

A：配置することができます。ただし、サービス管理責任者と児童発達支援管理責任者は実務要件が異なるため、児童発達支援管理責任者として配置するためには、児童発達支援管理責任者として求められる実務要件を満たす必要があります。

Q：平成30年度までに改正前の告示に定めるサービス管理責任者等養成研修を修了しているが、相談支援従事者初任者研修（講義部分）※を受講していない場合、どうなるのか。

A：令和元年度以降に相談支援従事者初任者研修（講義部分）を受講すれば、基礎研修を受講したこととなります。

Q：平成30年度までに相談支援従事者初任者研修（講義部分）のみ受講している場合、どの研修を受講すればよいのか。

A：基礎研修から受講していただくこととなります。

（次ページに続く）

基礎研修

Q：サービス管理責任者等基礎研修受講者はサービス管理責任者等として配置できるのか。

A：実務経験を満たしている場合には、経過措置により基礎研修修了時から3年を経過するまでの間は、サービス管理責任者等として配置することができます（ただし、令和3年度までに基礎研修を修了した者に限ります。）。実務経験を満たしていない場合には、個別支援計画原案の作成が可能となります。

ただし、既にサービス管理責任者等が配置されている場合には2人目以降のサービス管理責任者等として配置することが可能です。その場合には、個別支援計画の作成も可能となります。

実践研修

Q：サービス管理責任者等実践研修はいつから受講できるのか。

A：基礎研修終了後、実践研修の受講開始日前5年間に通算2年以上の実務経験がある場合に受講できることから、令和3年度から受講することが可能となります。本県においても、令和3年度から研修を開始する予定としております。

Q：サービス管理責任者等基礎研修を修了したが、実務経験の要件を満たさず、5年経過した場合には、再度、基礎研修からの受講となるのか。

A：実践研修の受講開始日前5年間に通算2年以上実務経験がある場合に受講することができることから、再度、基礎研修から受講する必要はありません。

更新研修

Q：更新研修を修了できなかった場合、基礎研修からの受講になるのか。

A：更新研修を修了できなかった場合には、実践研修から受講していただくこととなります。

※石川県では、相談支援従事者初任者研修（5日間）を修了していれば、相談支援従事者初任者研修（講義部分）を受講しているものとみなされます。

※内容が一部変更になる場合があります。